



平成 29 年 8 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 東京 衡 機
代表者名 代表取締役会長兼社長 石川 隆一
(コード番号 7719 東証第2部)
問合せ先 執行役員 管理部長 石見 紀生
(TEL. 03-5207-6760)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、本日、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、関東財務局に提出する平成 29 年 2 月期の内部統制報告書の訂正報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、当社の中国子会社である無錫三和塑料製品有限公司（以下「本件子会社」といいます。）における同社の役職員に関する不正行為の疑い等の内部告発を契機として、平成 29 年 5 月より当社グループの役職員等による社内調査を開始したところ、同社の元役員（当社元執行役員）および元幹部社員による不適正な経費使用、生産設備の不正使用や棚卸在庫の横流しなどの不正行為の疑い（以下「本件疑義」といいます。）が発覚したため、平成 29 年 7 月 14 日に本件疑義の全容解明のため、外部の有識者等を構成員に含む調査委員会を設置し、本格的な調査を開始いたしました。

その結果、平成 29 年 8 月 14 日に調査委員会から中間報告書を受領し、本件疑義と関連し、本件子会社において平成 28 年 6 月から平成 29 年 3 月にかけて計上された売上の一部について、製品の出荷の事実が認められず、少なくとも企業会計上は収益認識が認められない架空売上があったこと、同社の平成 28 年 9 月末、同年 12 月末および平成 29 年 3 月末の貸借対照表において、仕掛品の帳簿残高が過大計上されていたこと、平成 28 年 12 月末時点において実質的に回収不能または回収困難と認めざるを得ない債権があったこと等が判明したことから、平成 29 年 2 月期第 2 四半期以降の財務報告において訂正を要する事項があると認め、過年度の会計処理等を訂正すべきであると判断し、過年度の会計処理等を訂正するとともに、平成 29 年 2 月期第 2 四半期および第 3 四半期の四半期報告書ならびに平成 29 年 2 月期有価証券報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件疑義につきましては、引き続き調査委員会において調査を実施しておりますが、過年度の会計処理等を訂正することとなった要因は、本件疑義に係るものであり、当社の本件子会社に対するマネジメントに不備がありモニタリングが不十分であったこと、本件子会社内部において牽制機能が働かずコンプライアンスが徹底されていなかったこと、当社の海外子会社に対する内部監査が十分でなかったこと等によるものと判断しております。

以上のことから、本件子会社における全社的な内部統制および業務プロセスの不備ならびに当社の全社的な内部統制および決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

2. 事業年度末までには是正できなかった理由

本件は当事業年度末日以降に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までには是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性を強く認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止策を講じ、内部統制の改善および充実・強化を図り、当社グループ全体においてコンプライアンスを徹底し、財務報告の信頼性を確保する所存であります。また、当社は、本件疑義に関し、本年 10 月中旬を目途に、調査委員会より再発防止策の提言を含む最終報告書の提出を受領し、同委員会の提言を受けて改めて対策を強化する予定であります。

- (1) 当社からの人材派遣による本件子会社の統制の強化
- (2) 相互牽制機能の強化を目的とした本件子会社における組織・人事再編
- (3) 本件子会社におけるコンプライアンス・社内ルールの順守の徹底
- (4) 本件子会社の各業務工程における決裁・運用管理プロセスの改善および明瞭化
- (5) 海外子会社に対する内部監査体制の強化・拡充

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記不備に起因する必要な修正事項は連結財務諸表に反映させており、当事業年度の連結財務諸表に与える影響はございません。

5. 連結財務諸表の監査報告における監査意見

限定付適正意見であります。

限定付適正意見となった経緯は、本件疑義を受けて本件子会社の当連結会計年度末における仕掛品の計上に関する調査を実施したところ、仕掛品計上に係る証憑の一部を確認することができなかったことから、同社において 2013 年度から 2015 年度の製造原価と仕掛品残高との比率を、2016 年 12 月の製造原価に乗じて仕掛品の残高を推計したうえで、当連結会計年度末の連結財務諸表を作成したことによります。

以上